

ビジネスサポートながの

Business support NAGANO

9

SEPTEMBER 2014



経営者シリーズ トップかく語りき

株式会社信光経営センター
代表取締役

三井 和典氏

Kazunori Mitsui



株式会社信光経営センター
長野市鶴賀2141-3 信光ビル
TEL 026-232-0282
FAX 026-232-1409
設立 昭和57(1982)年7月
資本金 1,000万円
業種 会計・税務、経営に関する支援 医療介護情報センター、やすらぎCafeあかり

世のため人のために、人づくり。

「家業を側面から手伝うことで父親を助けたい。それが育ててくれた恩返し。そう思ったのが税務会計の世界に入るきっかけでした」

信光経営センター社長の三井和典さん(56)は大学卒業後、「手に職をつける」ために同社の前身である会計事務所に入社。小学生に混じってそろばん塾に通い、税務会計の基礎の基礎を身につけた。

そんな中で湧いてきた会社の将来への疑問が、同社が先がけて「経営計画作成支援」業務をスタートさせるきっかけとなる。中小企業の永続的発展には計画経営の定着が重要であることを説いて回り、中小企業再生にも取り組んだ。

「その中の3社の事例が現在の会社のあり方を決定づけた」と三井さんは言う。「1社はソフトランディング、1社は苦しみながら存続、そして

もう1社は経営者の死に伴い会社も最期を迎えた。我々は税務会計のプロだが、目の前の経営者の不安に応え、意思決定を支援する役割が果たせないことを痛感。それが当社が未来会計に軸足を置いた、経営者のための意思決定会計に特化していくスタートになりました」。

経営者に寄り添い、経営者と同じ方向を向いて同じ未来と一緒に描きながら、その実現を支援。さらに制度会計と未来会計をリンクさせた新しいビジネスモデルを構築し、関係性を重視した取り組みを展開することで、経営者の価値観のレベルアップをめざす。

そんな経営支援業務に欠かせないのが、信頼関係。必要なのは専門知識や技術よりも、その経営者や会社を思う気持ちであり共感だという。

「企業の役割は人を育てる」と三井さん。「知識や技術は積み上げていけばいいこと。一方、関係性の中で仕事をする人材の育成には手間も時間もかかります。でも私はそんな人間を育てていきたい。世のため人のために尽くし、社会から必要とされる人と企業として永続していくこと。それが当社の目的です」

その目的のために、まず自社の改革を手がけ、その成功モデルを顧客に提供していく戦略。「それがお客様の業績に反映し、助けることができれば、こんな幸せなことはありません」。

「父を助けたい」と飛び込んだ世界。支援する相手は大きく広がっても、三井さんの思いは一貫している。

回覧

CONTENTS

9
SEPTEMBER 2014表紙写真
経営者シリーズ

株式会社信光経営センター 代表取締役

三井 和典 氏**税務署定期人事異動レポート 2-3**事業実施カレンダー
決算説明会・経営相談室のご案内ビジネス法律相談所
インターネット取引と契約 ~電子契約法~

ビジネス書・今月の売れ筋10冊

税理士の事件簿
税務調査の立ち会い顛末記(番外編②)

税務署からのお知らせ

ちょっと教えて! 身近な法律Q&A
「休眠会社のみなし解散」について
教えてください。

経営者の成長指南 浪 宏友 氏

企業会計NOW
第42回 棚卸資産の会計処理について

ゴルフトホホ日記

Business Information
Tea Room

セミナーは受けたいけど忙しくて時間が取れない方
継続的に社員研修ができるシステムが
ほしい方etcにぜひご覧いただきたい

インターネットセミナー

(長野法人会HPトップページの下段に)
バナー(見出し画像)があります

常時200タイトルのセミナーが視聴可能!!

今月のオススメプログラムはこれ!

ID:hj0901
パスワード:0011**日本一のマグロ船に学ぶ
人を動かすコミュニケーション術**~相手を認めてあげる「声かけ」から作る
チームワーク~

(株)ネクストスタンダード 代表取締役社長

齊藤 正明 氏

漁業関係者で日本一と呼ばれたマグロ船には、楽しく働ける仕掛けが満載だった。ある日、上司の命でマグロ船という過酷な労働現場に立たされた1人のサラリーマン。そこで目撃した驚きの船長流チームマネジメントとは?

長野法人会HP新コーナー 9月16日更新予定!
“俺も私も不撓不屈の精神で” 第1回 協栄電気興業(株) 上田正昭氏**税務署定期人事異動レポート**

7月10日付で税務署の定期人事異動が行われ、長野税務署においても大口署長をはじめ多くの方が着任されました。法人会と関わりの深い方々からのメッセージをご紹介します。



署長
おおくち たかあ
大口 高生 氏

1 長野税務署での抱負

私の長野税務署での勤務は昭和63年以来でございます。歴史ある県都で再び勤務できることを大変光栄に思っております。国税庁の使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことであり、この使命を果たすよう努力して参りたいと考えております。

引き続き広報・相談・指導に適切かつ丁寧に取り組んで参る所存でありますので、一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2 長野法人会会員へ一言

法人会の皆様方には、日頃から税務行政に対し、多大なるご理解とご協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

国税電子申告・納税システム(e-Tax)につきましては、お蔭様でその利用件数は年々着実に伸びてきておりますが、なお一層の普及・拡大を図れますよう皆様のご協力をお願い申し上げます。



副署長
わたべ あつし
渡部 淳 氏

1 長野税務署での抱負

東京国税局課税第一部課税総括課から参りました。関東信越国税局管内での勤務は初めてでございます。長野税務署は、自然に囲まれ、歴史と文化の香り高き地であり、この地において仕事ができることを光栄に思っております。できるだけ早く管内事情に精通し、「適正・公平な課税と徴収の実現を図る」という使命を確実に果たすよう積極的に取り組みます。

2 長野法人会会員へ一言

法人会の皆様方には、税務や経営に関する研修会等はもとより、「産業フェアin善光寺平」実行委員会の事務局を担うほか、地域の一般市民にも開放した「法人会落語寄席」の開催など多岐にわたる事業を実施され、地域社会の健全な発展に大きく貢献されていますことに心から敬意を表しますとともに、法人会の活動を通じまして税知識の向上と税務行政へのご協力をよろしくお願い申し上げます。



法人課税第一部門
第一統括官
かみやま しげる
神山 秀 氏

1 長野税務署での抱負

川口税務署から参りました。長野県勤務は初めてとなります。前任の須江同様よろしくお願いいたします。

税制改正や地域情勢に適切に対応し、厳正・的確な調査と適正な法令適用のほか、納税者の皆様の立場に立った広報・相談・指導を通じて、長野税務署の信頼を高めていきたいと考えております。

2 長野法人会会員へ一言

法人会の皆様方には、正しい税知識と納税道義の高揚を図るために、租税教育をはじめ、よき経営者をめざして様々な社会貢献活動を行っておられます。改めて敬意を表するとともに、今後とも活発な活動を展開されることを期待申し上げます。



法人課税第一部
かつみ きくこ
勝見 喜久子 氏

1 長野法人会会員へ一言

今回の異動で、佐久税務署から参りました。長野税務署は14年ぶり2回目の勤務となります。法人会担当は初めてですが、皆様のお役に立てるよう頑張りたいと思います。前任の宮本同様よろしくお願いいたします。

事業実施カレンダー

CALENDAR

9月の予定

1月 特定法人部会特別講演会	16 火 青年部次世代経営者育成委員会
2火	17 水 10月決算法人説明会 組織・厚生・青年部・女性部合同会議
3水	18 木 新設法人説明会
4木	19 金 脳ドック検診 県連青年部合同例会(佐久)
5金 脳ドック検診 局連青年部合同例会(前橋)	20 土
6日	21 日
7日	22 月
8月	23 団
9火	24 水 経営相談室(法律相談)
10水 経営相談室(法律相談) 須高ブロック役員会	25 木 次世代経営者育成セミナー
11木 東部部会ゴルフコンペ	26 金 脳ドック検診
12金 脳ドック検診	27 土
13日	28 団
14日	29 月
15日	30 火

10月の予定

1水 須坂部会経営実務研修会	16 木 飯綱部会 落語寄席 法人会全国大会(栃木)
2木 役員視察研修旅行	17 金 脳ドック検診
3金 脳ドック検診	18 土
4日	19 団
5日	20 月
6月	21 火 11月決算法人説明会
7火 大人の社会見学(中央東)	22 水 経営相談室(法律相談)
8水 経営相談室(法律相談) 法人会会社見学(東部)	23 木
9木	24 金 県連女性部合同例会 (飯田)
10金 脳ドック検診	25 土 産業フェア in善光寺平
11日	26 団
12日	27 月
13日	28 火
14火	29 水
15水 部会対抗ゴルフ大会(長野国際CC)	30 木 須高ブロック講演会
	31 金

決算説明会

10月決算法人対象

開催日時

9月17日(水)

10:00~11:30

会場

ホクト文化ホール
2F 小ホール

研修内容

第1部 長野税務署法人担当官

第2部 税理士

(関東信越税理士会長野支部派遣)

その他

この説明会は、毎月開催しています。

今回ご都合がつかない場合は翌月以降の説明会にご出席願います(資料請求も可)。駐車場に限りがございます。なるべく公共交通機関でお越しください。

次回開催日時・会場 ※11月決算法人対象

10月21日(火)

10:00~11:30

ホクト文化ホール

法人会 経営相談室

法律相談は、第2・第4水曜日に開催
税務相談と労務相談は、相談申し込みの都度開催

※詳細は同封のチラシをご覧ください。

日 時

9月10日(水)

24日(水)

10:00~12:00

会 場

長野法人会会議室

長野市七瀬中町276(会議所ビル 3F)

TEL026-227-0011

相 談 員

弁護士

中嶋慎治氏・倉崎哲矢氏

費 用

会員=無料 会員以外=5,000円

利 用 方 法

事前に申し込みが必要ですので、同封の申込用紙にご記入のうえ事務局までFAX(026-224-2655)にて送信願います。

ビジネス 法律相談所

長野県弁護士会所属
弁護士 中嶋 慎治
中嶋慎治法律事務所



インターネット取引と契約 ～電子契約法～

皆さん、こんにちは。今回は、インターネット取引における契約の成立や有効無効について、ご紹介します。

近年、インターネットの普及とともに、インターネット・ショッピングなどの電子商取引が増加しています。これは、簡便性・迅速性という利点が大きく、販路拡大にも資するということで、実際にインターネット上のHPを利用して広く取引を展開している事業者の方も多いと思います。

他方、電子商取引は、契約の相手方に与えられる情報が不十分であったり、操作ミスによる意図しない契約がなされたり、匿名性を利用した詐欺が行われやすいなど、トラブルも増加しています。

この点、私人間の取引を規律する民商法等は、もともとインターネットや電子契約の出現を予定しておらず、それらの基本ルールだけでは妥当な結論を導けないことがあります。そこで、電子契約において私法の一般原則を修正する特則を定めた法律が定められています。

操作ミスなどによる錯誤の特則（民法95条関係）

消費者が、コンピューターを用いて事業者が設定した画面で取引を行おうとする場合、筆記や口頭による意思表示をする場合と比べて、操作を誤って意図しない意思表示をしてしまう蓋然性は高いものです。

例えば、商品を1個注文するつもりだったのに、誤って注文ボタンを2回クリックしたり、11個と入力してしまうような場合です。

そこで、電子契約法（電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律）は、電子契約において消費者が

通常の注意を払っても操作ミスをしやすいという特性に鑑みて、消費者の操作ミスによる錯誤の特則を定めています。

すなわち、同法は、事業者が、消費者が申込を行う前にその申込内容を確認する措置を講じていないときは、原則として操作ミスによる契約を無効とし、事業者による重過失（民法95条但書）の反論を封じて、消費者保護を図っています（3条）。

具体的にどのような確認措置が必要かについては、経済産業省の「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」を参照してください（インターネット上でも見られます）。

隔地者間の契約の成立時期の特則（民法526条1項関係）

契約は、「申込み」に対し「承諾」がなされると成立します。この点、隔地者間（場所的に離れた者同士）では、そのような意思表示の発信と到達との間にタイムラグが生じるところ、民法では、契約の成立時期は、承諾通知が発信された時とされています（民法526条1項、発信主義）。

しかし、電子的な方法によって行われる意思表示の通知は、瞬時に相手方に到達するという特性があります。国際的にみても、隔地者間の契約の成立時期については、承諾通知が到達した時（到達主義）とするのが支配的です。

そこで、電子契約法は、電子承諾通知について、民法の発信主義を修正し、到達主義を採用しました（4条）。

なお、左記の「操作ミスなどによる錯誤の特則」は、消費者と事業者の間（BtoC）の電子消費者契約のみに適用されますが、「隔地者間の契約の成立時期の特則」は、それに限定されるものではありません。

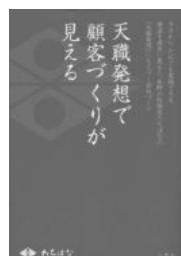


今月の売れ筋10冊

2014.7.1～7/31
平安堂長野店 提供

- 1 嫌われる勇気 ■岸見一郎／著 ダイヤモンド社 1,500円
- 2 京セラフィロソフィ ■稻盛和夫／著 サンマーク出版 2,400円
- 3 脳の強化書 ■加藤俊徳／著 あさ出版 1,300円
- 4 頭がいい人はなぜ方眼ノートを使うのか？ ■高橋政史／著 かんき出版 1,400円
- 5 一流の男は「気働き」で決める ■高野登／著 かんき出版 1,400円
- 6 トヨタの問題解決 ■OJTソリューションズ／著 KADOKAWA 1,300円
- 7 天職発想で顧客づくりが見える ■松本秀幸／著 三恵社 1,389円
- 8 ディズニー おもてなしの神様が教えてくれたこと ■鎌田洋／著 ソフトバンククリエイティブ 1,100円
- 9 なぜ一流の男の腹は出ていないのか？ ■小林一行／著 かんき出版 1,200円
- 10 伝え方が9割 ■佐々木圭一／著 ダイヤモンド社 1,400円

今月の一冊



天職発想で顧客づくりが見える

松本秀幸 著 三恵社
1,389円（本体価格）

過去30年間で呉服業界は6分の1に縮小しました。そんな中、長野県の呉服屋たちばなは利益率10%という驚異的な成長を今でも続けています。本書は、たちばなの創業者である著者が、創業60周年を振り返りつつ、「天職発想」に基づく経営のノウハウについて書いた一冊です。

税理士の事件簿

作成 ■ 関東信越税理士会 長野支部所属 金井 秀夫 山浦 修 藤澤 義章 平井 幸光 渡邊 隆行

税務調査の立ち会い顛末記（番外編⑥）

9月に入り税務調査も最盛期を迎えます。

今回は、税務調査に際して税務当局側は、申告の誤り事項につき、なぜ修正申告を促すのかについて説明します。

修正申告と更正処分

税務調査に関する記事で、「〇〇株式会社が〇〇国税局（〇〇税務署）から税務調査を受けて、〇〇億円の申告漏れを指摘された」というのを目にすることがあります。

その際、「修正申告をして、〇〇円の納税をした」という場合と、「更正処分を受け、〇〇円の納税をした」という2つのパターンがあるように思います。

まず、修正申告とは、納税者側（法人・個人）が行う行為ということになります。

当初申告など先に提出した申告書に誤り（納税額に不足がある場合や純損失（いわゆる赤字）が過大である場合等）があった場合に、納税者が自らその誤りを修正して申告することを言います。

次に、更正処分とは、国税当局側（国税局・税務署）が行う行為になります。

国税当局側（実際は、税務署長などの指揮・命令を受けた権限のある職員）が、税務調査を行い、既に提出された申告書に誤りが判明した場合には、その調査結果に基づいて、その申告書の課税標準や税額を是正するための処分を言います。

＜ここでは税金が増える処分（以下、「増額更正処分」という）だけの話に限定します＞

修正申告と更正処分の相違について

修正申告と更正処分（増額更正処分）のいずれの場合も納税額が増えるという点は共通しています。

しかし、納税者側が行う修正申告については、自主的に誤りを正して申告するため、その後、修正申告した内容について、異議申立てや審査請求を行うことはできません。

一方、国税当局側が行う更正処分に対しては、当該処分を行った国税当局側に対して、異議申立てを行ったり、国税不服審判所に対して、審査請求（これらを総称して「不服申立て」といいます）をすることができます。

つまり、納税者側がどんなに「国税当局側との見解に相違」があっても、修正申告を行ってしまえば、当該調査は原則的に終了ということになります。

それに対し、調査結果に基づき国税当局側が更正処分を行った場合にあっては、納税者側は、当該更正処分に対して不服申立てを行うことが出来ますし、その不服申立ての結果にも納得できない場合には、裁判所に対して訴訟を提起して判断を仰ぐことも可能です。

最終的には、裁判によってその処分が取り消される可能性もあるということです。

但し、納税者側が勝訴する確率は、国税不服審判所で7.7%（平成25年度）、裁判が行われた場合で、7.3%（平成25年度）と非常に低くなっています。

従って、まずは税務調査の段階で、国税当局側との見解の相違点をできるだけ詳細に説明するなどして、国税当局側に理解をいただくべく最大の努力を尽くすことが何より重要なことになります。

これらの交渉過程を経て双方の見解の調整を図り、納得して修正申告を行う必要があります。

税務当局との調整を行っても、依然として見解に相違があり納得できない場合には、異議申立て及び審査請求の不服申立ての手続きを考慮したり、それでも納得がいかなければ、訴訟の提起という選択肢も考慮すべきことになるでしょう。

税務調査が行われた場合には、このような手続きの違いを理解しているか否かで、その後の納税者側の対応が変わってきますので十分注意したいものです。

申告書提出後に納税者側が行うことのできる手続

手続	内 容	注意点	根拠条文
修正申告	申告した税額が過少な場合に行う。	後日（税務署側の）明らかな誤りが判明した場合でも不服申立てはできない。	国税通則法第19条
更正の請求	申告した税額が過大な場合に行う。	法定申告期限から5年以内に行う必要がある。（注①②）	国税通則法第23条

（注①）繰越欠損金を有する法人については、法定申告期限から9年以内に行う必要があります。

（注②）平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する国税については、法定申告期限から1年以内に行う必要があります。

申告書提出後に税務署長が行う処分

処分	内 容	注意点	根拠条文
更 正	申告書が提出されている場合に行われる。	税務署長が行った処分に不服がある場合には、不服申立てができる。	国税通則法第24条
決 定	申告書が提出されていない場合に行われる。		国税通則法第25条

平成26年度税務大学校公開講座のご案内 受講料無料

税務大学校和光校舎（埼玉県和光市）では、「税を考える週間（11月11日～11月17日）」の期間中に公開講座を開催しています。この公開講座は、平成6年度から実施しており、本年度で21回目の開催となります。

開催目的	税務大学校が有する租税についての教育及び研究機能を活用し、納税者のみならず広く国民各層に対して、国や地方公共団体の財政を支える租税の意義や役割、一般的な税の仕組み、租税史料等をお知らせし、租税に関する知識の普及を図るとともに、地域貢献を図る。
開催期間	平成26年11月11日（火）から13日（木）まで（3日間）
開催場所	税務大学校和光校舎（埼玉県和光市南2-3-7）
講座の内容	大学教授、当校教授等による6つの公開講座を開催予定

※1 公開講座の受講を希望される方は、次の連絡先までお問い合わせください。税務大学校和光校舎 公開講座担当TEL048-460-5000

※2 本年度の講座の内容や応募要領等が決まりましたら、国税庁ホームページ（ホームページ>税務大学校>税務大学校公開講座のご案内）にてお知らせいたします。

税務署からのお知らせ

ちょっと教えて! 身近な法律 Q&A



司法書士
江尻 克雄

江尻克雄事務所
長野市大字南長野南県町652-1 テラサワビル2階
TEL 026-235-2293
FAX 026-235-2294

「休眠会社のみなし解散」について教えてください。

Q 私は、飲食店事業をしている株式会社○○商事の代表取締役社長Aです。当会社は、資本金の額金100万円の非公開会社（株式譲渡制限会社）で、株主は、私Aが全株所有し1名、役員は、私Aの外、取締役に妻Bと長男Cの2名、監査役に父Dの1名です。役員は、10年以上前から変更がないため、登記手続も特に行っていません。一定期間登記をしないでいると、解散したとみなされることがあると聞きましたが、そのような制度は、本当にあるのでしょうか。

A ご質問は、「休眠会社のみなし解散」の制度のことと思われますので、この制度についてご説明いたします。

1. 「休眠会社のみなし解散」について

まず、この制度上、どのような会社を「休眠会社」というのかについては、会社法第472条に「株式会社であって、当該株式会社に関する登記が最後にあった日から12年を経過したもの」としています。なお、最後の登記には、職権による登記は含まれません。また、特別有限会社は、株式会社ではありませんが、役員の任期の規定が適用されませんので、たとえ最後の登記の日から12年経過してもここでいう休眠会社には含まれません。

法務大臣がこの休眠会社に対し2か月以内にその本店所在地を管轄する登記所（法務局）に事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を官報に公告した場合（この場合、登記所は、休眠会社に対し、その旨の通知書を送付します）において、その公告から2か月以内にその届出または役員変更等の登記をしないときは、その2か月の期間の満了の時に、解散したものとみなされます。解散したとみなされた株式会社については、登記官は、職権でその解散の登記をします。

事業を廃止していない旨の届出は、次の事項を記載した書面で届出することになります。なお、登記所から送付された通知書を用いて届出をする場合を除いて、休眠会社を代表する取締役は、登記所に提出（届出）してある印鑑を押印する必要があります。

- ①休眠会社の商号及び本店並びに代表者の氏名及び住所
- ②代理人によって届出をするときは、代理人の氏名及び住所
- ③まだ事業を廃止していない旨

④届出の年月日

⑤登記所（法務局）の表示

2. 休眠会社・休眠一般法人の整理作業の実施について

本年度（平成26年度）、全国の法務局において、前項でご説明した「休眠会社」と共に「休眠一般社団法人及び休眠一般財団法人（以下、併せて「休眠一般法人」といいます）」（最後の登記から5年を経過している一般社団法人又は一般財団法人で、公益社団法人又は公益財団法人を含みます）の整理作業が行われます。

以下、概要をご説明します。

（1）平成26年11月17日（月）付けで、法務大臣による官報公告（休眠会社又は休眠一般法人は、2か月以内に「まだ事業を廃止していない」旨の届出がなく、登記もされないときは、解散したものとみなされる旨の公告）が行われます。また、対象となる休眠会社・休眠一般法人に対しては、管轄の登記所から、法務大臣による公告が行われた旨の通知が発送されます。

なお、登記所からの通知が何らかの理由で届かない場合であっても、平成27年1月19日（月）まで（公告から2か月以内）に「まだ事業を廃止していない」旨の届出又は役員変更等の登記をしない場合には、みなしへ解散の登記をする手続が進められますので、特に注意が必要です。

（2）平成27年1月19日（月）までに「まだ事業を廃止していない」旨の届出がなく、役員変更等の登記も申請されなかった休眠会社又は休眠一般法人については、平成27年1月20日（火）付けで解散したものとみなされ、登記官が職権で解散の登記をすることになります。

なお、解散したとみなされた場合であっても、その後3年内に限り、①解散したものとみなされた株式会社は、株主総会の特別決議によって株式会社を継続、②解散したものとみなされた一般社団法人又は一般財団法人は、社員総会の特別決議又は評議員会の特別決議によって法人を継続することができます。

詳細は、法務省ホームページに掲載されています。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00082.html

成長指南 経営者の 伝達のスキル



人材育成コンサルタント

浪 宏友事務所

代表 浪 宏友

自分の言ったことが伝わらない。伝わったと思えば内容が違っている。自分の知りたいことが伝わってこない。やっと伝わってきたと思ったらもう終わった後だった。そんなこんなで社内のコミュニケーションがなってないと、経営者が嘆き、管理職が嘆き、社員が嘆きます。これは、コミュニケーションのための伝達がうまくいっていないということだと思います。

コミュニケーションの真意は、共有することです。伝達によって情報の共有ができる、コミュニケーションが成立したと言えるわけです。伝達がうまくいかなければ、コミュニケーションが成り立つはずもありません。伝達のスキルは、コミュニケーションスキルの一部として、重要な意味を持ちます。

社内の伝達の根幹は、指示・命令と報告・連絡・

相談であると言われています。上から下への伝達、下から上への伝達、同僚間の伝達などがあります。伝達が正しく成されることによって、正しいコミュニケーションが始まるのです。

伝達が正しくまたスムーズに行われるためには、それぞれの人の伝達技術が問題になりそうです。伝達技術の基礎は、やはり話し合いのスキルです。聞いて話す、話したら聞くの繰り返し、いわゆる話のキャッチボールができる能力です。また、相手の話を最後まで聞く、相手が分かるように話をするという思いやりも重要です。書類による伝達でも、こうした基本は変わりません。

経営者も、管理職も、従業員も、みんながこうした能力を身につければ、組織としての社内の風通しもよくなり、必要な情報が、適切なタイミングで、伝達し合えるようになるのではないかでしょうか。

〒380-0935 長野市中御所5-13-21-106 TEL&FAX 026-224-2638 E-mail nakagoshon@f8.dion.ne.jp

企業会計

NOW

あがたグローバル税理士法人 公認会計士 井原 正人

第42回 棚卸資産の会計処理について

中小企業の会計に関する基本要領（以下「中小要領」といいます）では、棚卸資産の会計処理について次のように定められています。

6. 棚卸資産

- (1) 棚卸資産は、原則として、取得原価で計上する。
- (2) 棚卸資産の評価基準は、原価法又は低価法による。
- (3) 棚卸資産の評価方法は、個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法、最終仕入原価法、売価還元法等による。
- (4) 時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上する。

(1) にあるように、商品、製品、半製品、仕掛品、原材料等の棚卸資産は、取得原価で計上することが原則です。取得原価とは、購入金額に付随費用を加えた購入時の金額です。製造業の場合は、製品製造のために使用した材料費、労務費及び製造経費を積算して計算した原価です。

ただ、(2) にあるように、取得原価で評価する原価法と低価法の選択適用が認められます。

低価法とは、取得原価と期末時価を比較して、いずれか低い方の価格で評価することで在庫の含み損を早期に認識する方法です。低価法には、翌期首において評価損と同額の戻入益を計上する洗替方式と戻入益を計上しない切放し方式があります。法人税法では切放し方式は認められていませんので、実務上は洗替方式を採用することになると思われます。

棚卸資産の時価は、商品、製品等については、個々の商品等ごとの売価か最近の仕入金額により把握することが考えられます。

なお、(4) にあるように、原価法で評価する場合であっても、時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上して、棚卸資産の評価を時価まで減額することになります。

時価を把握することが難しい場合には、例えば、棚卸資産が著しく陳腐化したときや、災害により著しく損傷したとき、あるいは、賞味期限切れや雨ざらし等でほとんど価値がないと判断できるものについては、評価損を計上することになると考えられます。

この点、法人税法においても、棚卸資産が災害により著しく損傷した場合、著しく陳腐化した場合、それに準ずる特別の事実が認められる場合は、評価損の計上ができるとされています。（法人税法施行令第68条第1項）

具体的なケースとして、季節商品で売れ残ったもの、型式、性能、品質等が著しく異なる新製品が発売されて型落ちとなったもの、破損、型崩れ、たなざらし、品質変化等があったものなどの例示があります。（法人税基本通達9-1-4、9-1-5）

※個別のケースにおいて、評価損が計上できるかの判断は顧問税理士にご相談ください。

最後に、(3) にあるように、棚卸資産の購入単価（製造単価）は、購入（製造）の都度変わりますので、期末の金額を個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法、最終仕入原価法、売価還元法等により計算します。

なお、総平均法と移動平均法との違いは、棚卸資産の取得原価の算出において、総平均法が期首の棚卸資産と期中に取得した棚卸資産をすべて平均して算出するのに対して、移動平均法は、棚卸資産を取得した都度、その取得原価とその時に有する棚卸資産の取得原価とを平均して算出する点で違いがあります。

移動平均法と総平均法との期末在庫金額の違い

期首の在庫はゼロで、期中に以下の如き入庫→出庫→入庫→出庫と在庫の増減があった場合

	期首	入庫100個	出庫△40個	入庫40個	出庫△50個	期末
在庫数	0個	100個	60個	100個	50個	50個
取得金額		10,000円			4,700円	

総平均法の場合	
総平均単価	105円/個
期末在庫金額	5,250円

=取得金額合計(14,700円) ÷ 取得数量合計(140個)
=総平均単価(105円/個) × 期末在庫数量(50個)

移動平均法の場合	
入出庫の条件は総平均法と同じ	
期首	入庫100個
在庫金額	0円

10,000円 ÷ 100個 = 100円/個

入出庫の条件は総平均法と同じ	
期首	入庫100個
在庫金額	0円
移動平均単価	100円/個

100円/個 × 100個 = 10,000円

期末在庫金額	
5,350円	=期末時点での在庫金額

ゴルフトホール日記

～ゴルフ未経験の方、ゴルフはもうやめてしまったという方も一緒にプレーしませんか？～

第6回 ビジネスもゴルフも自分で考えることが肝要

7月24日の会員親睦ゴルフ大会では、ゴルフをこよなく愛する社長さんお二人（長野県アマの第一人者、ゴルフ練習場経営者）とラウンドする機会に恵まれました。

が、いきなりスタートホールで、グリーンを狙った4打目がトップし、社長のボール（2オン）に衝突するという信じられないショットもあり、前半は泣きたくなるような61でした。

ところが後半、場面に応じた技術的なアドバイスのおかげで、ナイスショットが続き、49と自分には上出来のスコアとなりました。

今回の収穫はこれにとどまりません。社長は「私がああだ、こうだ、と指導したからまたま結果的によかったかもしれない」でも実際にプレーするのは、関君、あなたでしょ。なぜ右にスライスするのか、アドレスで左体重になってしまふのか、自分で悩みぬいて、それを取り去る努力をしないと。ビジネスと同じで自分でしっかりと考えてみることが大切」と教えてくださいました。

思い返せば、職場では何に対しても「自分で考えろ！」と言われ続けそれ

を実践してきたつもりが、ゴルフではただ単にボールを打ち、レッスンで教わったことをそのままにしているのみで、自分で考えることは皆無でした。

これからは、アドレス、スイングなどどんな状況でも自分で考えて、練習やラウンドに臨むことを念頭に置きたいと思います。

おりしも社長お二人から「悩んだらいつでも相談して」「割引券をあげるからどんどん練習場に来なさい」と心温まるお言葉あり、これだからゴルフはやめられない！

ゴルフを始めようと思っている方、以前プレーしたけど今はやめてしまったという方、さあ、一緒にプレーしませんか。10月15日には部会対抗ゴルフ大会が長野国際カントリークラブで開催されます。

※「こんな下手でも奮闘しています」という内容で
一年間お届けしております。

[文責:事務局 関]



情報アンテナ

ビジネスインフォメーション Business Information

このコーナーは管内企業の「売りたい」「こんな技術を探しています」といった情報発信のページです(毎月3社ずつ紹介・無料)。また、長野法人会ホームページにも随時掲載してまいります。

自家製お弁当がおいしい!と 大評判のスーパーです!



有限会社スーパーあらい

長野市西三才2357-1

■酒類・仕出し弁当部

TEL 026-295-4541 FAX 026-295-4579

■不動産事業部

TEL 026-296-8929 FAX 026-295-4579

営業時間／8:00～20:00 無休



幸せみつめて74年一。
老舗ならではの品質と品揃え



長野法人会会員の皆さま特別割引中です!

モア・ヤマクチ

長野市南千歳826 c-oneビル1F

TEL 026-227-9390 FAX 026-227-9389

本店／須坂市須坂ショッピングセンターバルム

TEL 026-245-0034 FAX 026-248-1407



www.omoide-net.com

ワンストップでビジネスの
トータルサポートを目指します。
商店、中小企業の皆さま、
お気軽にご相談ください。



WEB▶ホームページ制作・管理・リニューアル
EC SHOP▶ネットショップ新規制作・リニューアル
DTP▶各種印刷物

apricot-design Co.,Ltd.

長野市南石堂町1248-7 南石堂ビル3F
TEL 026-285-9428 FAX 026-217-2184

www.apricot-design.com

Tea Room

- アベノミクス効果で円安が進んだが、輸出はそれほど増えず、むしろ輸入が増え、貿易赤字が拡大、2013年度は11兆4,745億円もの赤字になったという。実際に毎月1兆円以上の赤字を出し続けていることになる。液化天然ガスの輸入額は震災前から倍増したが、その增加分は3～4兆円。赤字の大きな要因は製品輸入が増えていることだ。日本が得意だった通信機器などのハイテク分野でも、製品輸入が増加している。小学校で「日本は原料を輸入して、モノを作り、製品を輸出する加工貿易の国」と教わった覚えがあるが、今はどのように教えているのだろう。



広報副委員長 武内 浩